

令和7年2月定例会 環境農林委員会（急施議案）の概要

日時 令和7年2月26日（水） 開会 午後3時 5分
閉会 午後3時47分

場所 第6委員会室

出席委員 宮崎吾一委員長
権守幸男副委員長
鈴木まさひろ委員、松澤正委員、内沼博史委員、新井豪委員、小川真一郎委員、
小島信昭委員、田並尚明委員、石川忠義委員、諸井真英委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]
石井貴司環境部長、横内ゆり環境未来局長、竹内康樹環境部副部長、
鈴木健一環境政策課長、山井毅温暖化対策課長、
浪江美穂エネルギー環境課長、小ノ澤忠義大気環境課長、
堀口郁子水環境課長、宮原正行産業廃棄物指導課長、
尾崎範子資源循環推進課長、高橋和宏みどり自然課長
[農林部関係]
横塚正一農林部長、野澤裕子食品衛生安全局長、片桐徹也農林部副部長、
竹詰一農林部副部長、中村真也農業政策課長、
中村寛農業ビジネス支援課長、小川和泰農産物安全課長、
渡辺志保畜産安全課長、高橋正浩農業支援課長、今西典子生産振興課長、
鈴木英雄森づくり課長、中崎善匡全国植樹祭推進課長、
西澤徳一郎農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第62号	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち 環境部関係及び農林部関係	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

鈴木委員

中小企業等カーボンニュートラル促進事業費に関して伺う。

- 1 今回の補助制度が多くの方業者に広く行き渡るように周知することが重要と思うが、どのように周知されていくのか伺う。
- 2 昨年度の12月補正では3日間の受付期間を設けて、その期間中に予算額に達した場合は抽せんという方法だったと思うが、今回の募集方法はどのようになっているのか伺う。
- 3 過去の緊急対策枠では執行残があったと聞いているが、執行残を出さないためにどのような対策をとるのか伺う。

温暖化対策課長

- 1 予算議決後、速やかに補助金の概要については周知させていただき、その上で詳細が決まり次第、県のホームページに掲載すること、それから、各商工会議所とか商工会、それから経済団体、そういったところを通じた周知、それから、今年、様々開催したセミナーの参加者など、事業者さんへの直接のメールであるとか、関連するメールマガジンであるとか、金融機関の協力を得るといったような形で、幅広く周知を行いたいというふうに考えている。また、補助金の申請状況についても、ホームページで今の申請がどのぐらいかといったようなところも掲載するほか、随時、情報を各団体等に提供していくことによって、丁寧に周知を図っていきたいと考えている。
- 2 今回も前回と同様、初期に応募が集中した場合に備えて、最初の3日間については受付を終了することなく全て受付を行って、予算額を超えた場合には、その3日間の全ての申請に対して抽せんを行って、審査対象者を決めるという方法を考えている。一方で、3日間で予算額を超えなかったという場合については、そのまま先着順で募集を継続していき、最終的に予算を超えた日については、その日の申請に対して抽せん審査対象者を決定したいと考えている。なお、前回の令和6年1月募集分については、3日間で予算を超えず、約5か月程度の受付期間をもって最終的に予算額に達したというような状況にある。
- 3 前回の、去年の1月の募集分は、5か月程度かかったが、周知を行って、最終的には予算を超える申請を頂いたところである。こうした周知が、予算をちゃんと使うという意味では重要になってくるので、先ほど申し上げたような周知というところを徹底していくというところに加えて、その申請状況をどんどんお知らせすることによって、更に申請をしていただけるような体制を構築していきたいと考えている。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

鈴木委員

- 1 経営体育成条件整備事業に関して伺う。地域の担い手が経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業用機械・施設の導入に要する経費の一部を支援するとあるが、具体的にどのようなものが支援の対象となるのかお聞かせいただきたい。
- 2 要望を出す経営体はどの程度あり、そのうち採択となったのは何経営体か伺う。
- 3 卸売市場物価高騰緊急対策事業について伺う。県内の全ての地方卸売市場が補助対象となるのか。
- 4 節電に取り組むことが要件とされているが、どのような取組かお聞かせいただきたい。

- 5 農業基盤に関して伺う。かんがい排水事業、ほ場整備事業、農地防災事業、防災減災緊急対策事業、彩の国ゆたかなむらづくり整備事業の農業基盤整備を行う公共事業について、急施で実施する効果は何か、お聞かせいただきたい。

農業ビジネス支援課長

- 1 農業用機械として、例えば、田植機とか、コンバインとか、トラクター用のアタッチメント、こうしたものが対象となる。
- 2 今回は15経営体から要望があり、採択となったのは1経営体である。
- 3 対象としては、全ての地方卸売市場が対象となるが、このうち、物価上昇が実際にあった地方卸売市場が対象となる。要は電気料金が物価上昇で負担が大きかったところが対象になるので、今回については20市場を想定している。
- 4 例えば、部分消灯であるとか、冷蔵庫の開放時間を短くするとか、そういった日々の業務での実践できる内容から、例えば、照明をLEDに換えるとか、太陽光発電を導入するとか、そういった大きなところまで、いずれかの節電に取り組むことを要件としている。

農村整備課長

- 5 経済対策としての効果はもちろんだが、急施案件として早く御議決いただいたら、その分、各種手続を早く進めることが可能となる。県営事業として実施するほ場整備事業、かんがい排水事業、農地防災事業、防災減災緊急対策事業の計16地区においては、年度内に工事等の契約までが可能と見込んでおり、速やかな事業執行を行い、事業効果の早期発現を図るものである。特に、農地防災事業及び防災減災緊急対策事業については、防災減災の見地からも早期の事業効果の発現が図れるものと考えている。また、補助事業である、彩の国ゆたかなむらづくり整備事業については、県から事業を実施する美里町及び松伏町への交付決定を早め、早期の効果発現を図るものである。

内沼委員

- 1 11ページ、農産物等輸出拡大施設整備事業の中で、民間事業者の事業主体に補助するということが、具体的にどのような補助をするのかということと、具体的な効果はどのようなことを見込んでいるのか。
- 2 この事業主体、民間事業者とあるが、ここを見ると輸出事業者というような感じだが、この事業者、どのような事業者なのか伺います。
- 3 14ページ、輸出対応型処理加工施設整備事業だが、この処理施設、輸出対応型の処理加工施設とあるが、これは輸出に特化した施設なのか。
- 4 補助対象施設が2階建てということになっているが、これはどこの場所にあるのか。
- 5 この施設が整備されることによって、県内の畜産事業者にどのような効果的な影響があるのかをお伺いする。

農業ビジネス支援課長

- 1 整備する施設の内容は、長距離輸送時に害虫の発生を防止したり、あるいは品質の低下を抑えるために、窒素ガスの充填をする必要があるが、その窒素ガスの充填が可能な包装機を導入すること、それから輸出用の輸送パレットというものがあるが、これへの米の袋の積み込み作業を自動で行えるような設備の導入である。続いて、その効果だが、工場全体の輸出額と輸出量の増加となり、額としては約1億円、量としては約260トンという効果を見込んでいる。

- 2 具体的には株式会社神明という事業者であり、国内でもトップクラスのお米の輸出実績のある事業者である。この事業者が、本庄市に米の集荷工場を有しており、その集荷工場の設備増強という内容である。

畜産安全課長

- 3 この事業で整備する施設については、輸出施設としての適合認定を取得し、主に中東とか、東南アジアへの牛肉の輸出を計画しているが、輸出専門の施設ではない。施設整備後については、と畜頭数の約14パーセントの牛のロース肉を海外の富裕層向けに輸出する計画となっている。残りの部分については、国内需要に仕向けられる計画となっている。
- 4 川口市にある民間の事業者が予定している。
- 5 対象施設は老朽化により、と畜の処理頭数が現在限られている。新施設が整備されたことにより、施設面積の拡張とか、食肉処理能力の向上によって処理頭数が増加する。これにより、県外に牛を出荷していた県内の畜産農家の県内出荷が可能となる。そのことにより、輸送コストの削減がまず図られる。さらに、より高値での取引が期待される、先ほどの海外富裕層向けの県産和牛の販路の拡大ということで、県産和牛の評価を高めることができると考えている。このことにより、海外取引の需要拡大が見込まれ、県内の肉用牛農家の経済・経営安定が図られるということがメリットだと思っている。

内沼委員

畜産処理加工の方だが、川口の施設というが、このような施設は埼玉県内に、まだほかにもあるのか。例えば、この間、委員会で視察した越谷、あの施設もこれと同じような施設なのか、まるっきり違う施設なのか、お伺いする。

畜産安全課長

県内には六つの食肉の処理施設がある。そのうち、今回整備するところのように牛の処理をする施設については、五つの施設がある。この県内五つの牛の処理施設のうち、三つの施設で、主に東南アジア向けの牛肉の輸出を行っている状況である。

内沼委員

越谷にあるものは輸出はやってないのか。

畜産安全課長

先ほど申し上げた輸出の三つの処理施設の中に越谷は含まれている。

石川委員

- 1 資料でいうと10ページの卸売市場物価高騰対策事業、先ほど出た件である。節電に取り組む部分について、先ほど部分消灯とか冷蔵庫の開け閉めそのほかおっしゃったが、この条件の中に高压電力の使用というのが要綱には書かれていたと思うが、その高压電力の使用が最低限決められていて、そのほかの部分として要綱でいうところの別紙3にいろいろな取組をしていると書いて出せば、条件に当てはまるという解釈でよいのか。
- 2 施設園芸電気料金緊急支援事業の、募集してから補助金を頂くまでのスケジュールについて教えていただきたい。
- 3 こちらも資料ではヒートポンプだけだが、ヒートポンプと高压電力の使用ということで、旧来の要綱どおりの条件ということでよいのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 今回の補助事業については、市場の電力の要件としては高圧電力とそれから低圧電力を使うところも対象にしている。高圧と低圧を使う地方卸売市場について、電気料金の高騰が見られ、かつ、節電に取り組むところが対象となっている。

生産振興課長

- 2 スケジュールについては議決を頂いた後、速やかに要綱等の改正を行い、年度内には事業募集を開始する予定である。その後、生産者の方の周知期間を取りたいと思っているので、遅くとも6月には交付決定、支払というスケジュールを今のところ予定をしている。
- 3 施設園芸の方は従来と同じく高圧電力を使っていて、ヒートポンプを使っているということで変更はない。

【付託議案に対する討論】

な し